

消費生活無料法律相談・生活再建等相談の実施について

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため弁護士・司法書士による法律相談、ファイナンシャルプランナー（以下「FP」）による生活再建等相談」を実施しています。

1 日時等

【弁護士・司法書士による法律相談】

（平日） 相談日：原則毎週月・木曜日、13：00～17：00（※）

（※）相談者1人あたり30分

相談方法：来所（要予約）及び電話相談

（休日） 相談日：原則 毎月第4日曜日、10：00～15：00（※）

（※）相談者1人あたり1時間

相談方法：来所（要予約）

【FPによる生活再建等相談】 あなたの悩みをいっしょに解決しませんか？

◆ファイナンシャルプランナー（FP）とは生活設計等の専門家です。

相談日：原則毎月第4木曜日、13：00～17：00（※）

（※）相談者1人あたり30分

相談方法：来所（要予約）及び電話相談

2 会場 福島県消費生活センター（消費生活課） 福島市中町8-2 自治会館1階

3 予約・お問い合わせ先

福島県消費生活センター相談電話 **024-521-0999**

4 上記のほか、県南、会津地方振興局でも弁護士による法律相談を実施しています。

詳しくは下記又は県消費生活センターにお問い合わせください（県中地方振興局においても実施予定）。

・ 県南地方振興局（白河市昭和町269） **電話：0248-23-1548**

・ 会津地方振興局（会津若松市追手町7-5） **電話：0242-29-5295**



生活再建等相談の実施について

～あなたの悩みをいっしょに解決しませんか？～

県では、生活設計等の専門家（ファイナンシャル・プランナー）による

生活再建等相談 を実施しています。

「債務整理をしたが、これから生活設計をどうしよう」

「二度と多重債務に陥らないためにはどのようにしたらよいだろうか」

「収入が減少したので住宅ローンの返済や保険の見直しはどのようにすればよいだろうか」

「地震保険・生命保険等の請求はどのようにしたらよいか」など

債務整理後の生活設計や金融・保険等の消費生活相談をお受けします。



1 相談日時

○原則 毎月第4木曜日 13:00～17:00

※相談者1人あたり30分

2 料金 無料

3 相談方法 来所相談（※）及び電話相談

（※）来所相談は予約が必要です。

4 会場

県消費生活センター（消費生活課）

福島市中町8-2 自治会館1階



福島県消費生活センター
※駐車場は県庁駐車場をご利用下さい。

予約・お問い合わせ先

県消費生活センター相談電話 **024-521-0999**